秋田県営繕工事における

入札時積算数量書活用方式運用マニュアル

令和２年３月

秋田県建設部営繕課

はじめに

営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル（以下「本運用マニュアル」という。）は、秋田県建設部営繕課及び関係機関発注の営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行に関し、発注者及び受注者間における積算数量の確認方法、協議等について円滑な運用がなされるよう手引きとして整理したものである。

引用基準等

・秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領について（令和２年３月１８日付け営－７７２）

本運用マニュアルにおいて、次の二重線による箱書きに本文を引用している。

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  |

・同方式の試行に係る運用について（令和２年３月１８日付け営－７７２）

本運用マニュアルにおいて、次の実線による箱書きに本文を引用している。

|  |
| --- |
|  |

**１．目的**

|  |
| --- |
| 1. 目的

入札時積算数量書活用方式は、秋田県が発注する営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式である。その試行に必要な事項を定めるものとする。 |

本方式の実施の目的は、大きく以下の３点が挙げられる。

・契約後に発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者間における協議　を円滑に行うことができる。

・協議の結果、必要に応じて数量変更を行うことで、適正な請負代金額とな　　り、契約の適正化に資するとともに営繕工事の品質確保につながる。

・発注者の積算数量に関して、発注者が受注者からの協議に応じることを明　確にすることで、入札参加者による発注者積算数量活用が促進され、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

**２．用語の定義**

|  |
| --- |
| ２．用語の定義（１）この要領において「数量基準」とは、秋田県営繕工事積算基準　４（３）に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。（２）この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、積算基準に基づき発注者が算出した数量をいう。（３）この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、秋田県営繕工事積算基準第３に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。（４）この要領において「見積内訳明細書」とは、「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成２７年３月２日建政－１９００）及び「営繕工事の入札時における見積内訳明細書の様式について」（平成２７年６月１日適用）に基づき、第１回の入札において入札参加者から提出される見積内訳明細書をいう。 |

「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」は、予定価格のもととなる工事費の算定の基本となる数量に関し、その計測、計算、区分の方法を規定したものである。

なお、「入札時積算数量書別紙明細」の定義は、「８．入札時積算数量書別紙明細の公開等」の「（1）入札時積算数量書別紙明細について」を標準とする。

**３．対象工事**

|  |
| --- |
| ３．対象工事原則として、秋田県建設部及び関係地方機関において、令和２年４月１日以降に入札公告等を行う営繕工事のうち、予定価格が４千万円以上の建築一式工事等建築が主体となる工事及び予定価格が１千５百万円以上の電気設備工事又は機械設備工事等設備が主体となる工事に適用する。ただし、設計・施工一括発注方式により入札公告等を行う営繕工事は除く。 |

本方式は、一般競争入札又は条件付き一般競争入札に付する次の営繕工事に適用する。

なお、改修及び解体工事、随意契約及び設計・施工一括発注方式により入札公告等を行う営繕工事は適用外とする。

・設計金額４千万円以上の建築一式工事（新築工事を対象とし、改修工事や解体工事は対象外）

・設計金額１千５百万円以上の電気設備、機械設備工事（給排水衛生工事や空調工事）で新築工事が対象

**４．対象工事である旨の明示等**

|  |
| --- |
| ４．対象工事である旨の明示等（１）本方式の対象工事である旨の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「入札説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。①　一般競争入札の場合：入札公告及び入札説明書②　条件付き一般競争入札の場合：入札公告及び発注概要書（２）（１）の記載は、別記１の記載例によるものとする。 |

（別記1）入札説明書等における記載例

|  |
| --- |
| （別記1）入札説明書等における記載例１．入札時積算数量書活用方式の適用①　本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく見積明細内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。②　受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。③　受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する見積明細内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。④　①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。⑤　①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。 |

競争入札に付する営繕工事について、入札説明書等で入札時積算数量書活用方式の試行工事であることを明示する。

**５．入札時積算数量書活用方式の実施手続**

|  |
| --- |
| ５．入札時積算数量書活用方式の実施手続（1）入札時積算数量書の取扱い入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料として、交付し公開するものとする。入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく見積明細内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。 |

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料であって、設計図書ではないことから、入札時積算数量書にある数量どおりの施工（履行）を求めるための「契約数量」にはならない。よって入札時積算数量書にある数量の施工確認・検査は行わない。

また、入札参加者に入札時積算数量書の活用を義務づけるものではないため、入札参加者が入札時積算数量書の積算数量と異なる数量を用いた見積明細内訳書を提出したとしても、その入札を無効とすることはない。

|  |
| --- |
| （2）入札時積算数量書に対する質問及び回答入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、入札説明書等に対する質問として行うものとする。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。 |

（別記１）入札説明書等における記載例

|  |
| --- |
| （別記１）入札説明書等における記載例２．入札説明書等に対する質問及び回答①　一般競争入札の入札説明書（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面により提出するものとする。・提出期限：調達案件の「入札説明書」設計図書等に対する質問・提出先：調達案件の「入札説明書」担当部局　・提出方法：秋田県電子入札システムにより「入札説明書に対する質問書（様式は自由）」を提出・回答方法：秋田県電子入札システムにより回答②　条件付き一般競争入札の発注概要書（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面により提出するものとする。・提出期限：調達案件の「発注概要書」設計図書等に対する質問期限・提出先：調達案件の「発注概要書」入札に関する事項 問い合わせ先　・提出方法：秋田県電子入札システムにより「発注概要書に対する質問書（様式は自由）」を提出・回答方法：秋田県電子入札システムにより回答３．見積明細内訳書の提出①　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した見積明細内訳書の提出を求める。なお、秋田県公共事業電子運用基準第８条及び第９条による紙入札を認められた場合は、当該見積明細内訳書を郵送又は持参による提出をするものとする。②　見積明細内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの摘要、数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称、住所及び建設工事の件名を記載すること。）でなければならない。③　見積明細内訳書は、１．③の確認において用いる。 |

入札参加者は、入札手続き時に入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細に疑義が生じた場合には、質問受付期間中に質問することができる。発注者は、入札参加者から質問を受け付けた場合、確認の上回答する。

なお、入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細の位置づけは下表となるため、その質問回答書も設計図書ではないことに留意するとともに、質問回答書も区別して作成するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 契約事項第１条※　における設計図書 | 契約事項第１８条の２における契約事項 |
| 「入札時積算数量書」及び「質問回答書（入札時積算数量書に関するもの）」 | 該当しない | 該当する |
| 「入札時積算数量別紙明細」及び「質問回答書（入札時積算数量別紙明細に関するもの）」 | 該当しない | 該当しない |

※　契約事項第１条

発注者及び受注者は、この契約事項（契約書を含む。以下同じ。）に基

づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び土木工事にあって

は金額を要しない内訳書並びにこれらに対する質問回答書をいう。以下同

じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約事項及び設計

図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければ

ならない。

|  |
| --- |
| （4）積算数量に関する協議①　受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。②　受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する見積明細内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。③　入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。④　③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。 |

受注者が積算数量に疑義が生じた場合の確認の請求は、協議を行う積算数量の部分に関する施工が終了するまでに行う。なお、受注者は、施工に先立ち、施工計画書の作成や材料調達のための発注の際に数量を算出・確認すると思われ、この段階で疑義数量の有無が判明すると考えられるので、受注者に対して早めの確認の請求を行うように呼びかけることも必要である。

協議を求めるにあたって、契約事項第１８条の２第１項に基づく受注者からの確認の請求においては、当該積算数量に対して疑義を生じるに至った根拠資料を提出してもらう。

また、全ての数量が一致している必要はなく、当該疑義数量に関して数量が一致していれば協議が可能とする。

別添－１及び別添－２、３のフロー及び様式例を参考に協議を行う。

**６．対象工事の契約書**

|  |
| --- |
| ４．対象工事である旨の明示等（3）本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、契約事項に別記２に掲げる事項を記載するものとする。なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約事項第２４条に定めるところによるものとする。 |

（別記２）契約事項における記載例

|  |
| --- |
| （別記２）契約事項における記載例（入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等）第１８条の２　受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。２　前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した見積明細内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。３　監督職員は、第１項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。４　前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。５　前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第２４条に定めるところにより、該当変更を行うものとする。この場合における第２４条第１項の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。 |

入札時積算数量書の扱いについては、契約書に契約事項として、その位置付けを規定しており、入札時積算数量書の数量は、契約事項第１８条の２に基づく確認請求、協議、請負代金額の変更を行う場合の基となる。

**７．入札時積算数量書の公開項目等**

（1）各工種における数量公開項目は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事内訳書標準書式　建築工事編・設備工事編（最新版）」に準じて秋田県が作成した金入設計書の項目で、国土交通省大臣官房営繕部「営繕工事における入札時積算数量活用方式マニュアル（最新版）」の数量公開項目の数量書を標準とする。

（2）入札時積算数量書に添付する入札時積算数量書等説明書（表紙）は別添－４を参考とする。

**８．入札時積算数量書別紙明細の公開等**

|  |
| --- |
| ２．入札時積算数量書別紙明細の公開等（1）入札時積算数量書別紙明細について「入札時積算数量書別紙明細」とは、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目のうち、必要に応じて別途作成される当該細目の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む）。また、入札時積算数量書において、数量を一式としている共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、必要に応じて別途作成される各費用の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す共通仮設費明細書、現場管理費明細書及び一般管理費等明細書を含むものとする。ただし、数量基準において数量算出の方法が規定されていないものは除くことができる。（2）入札時積算数量書別紙明細の公開「入札時積算数量書別紙明細」は、全て公開するものとする。なお、原則として見積りを行うために必要な図面及び仕様書に併せて公開するものとする。（3）入札時積算数量書別紙明細の取扱い「入札時積算数量書別紙明細」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積りに資するための参考図書であり、契約事項第１条にいう設計図書及び第１８条の２にいう入札時積算数量書ではない。 |

（1）「入札時積算数量書別紙明細」から除くことができるとしているものは、具体的に次のものとする。

Ａ）計画数量（任意仮設。ただし、参考図等により提示された場合は公開対象となる。）

Ｂ）計画数量（計画図等の違いにより数量が異なるもの）

Ｃ）製造業者及び専門工事業者等により数量が異なるもの

Ｄ）他の細目の数量により算定されるもの（スクラップ控除など）

Ｅ）労務費の類（施工費、接続費、搬入・裾付費など）

Ｆ）他の細目の金額で算出するもの（機械設備工事のスリーブ、形鋼振れ止め支持など）

（2）各工種における数量公開項目については、秋田県営繕工事積算基準第３に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に準じて作成した工事費内訳書の項目で、国土交通省大臣官房営繕部「営繕工事における入札時積算数量活用方式マニュアル（最新版）」の数量公開項目一覧の数量公開項目を標準とする。

（3）見積明細内訳書の提出において、入札時積算数量書別紙明細に対応した見積明細内訳書の提出は義務としていない。

（4）入札時積算数量書別紙明細に添付する入札時積算数量書等説明書（表紙）は別添－４を参考とする。

**９．入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算**

|  |
| --- |
| １．入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算（1）入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算は、秋田県営繕工事積算基準第８（その他）（１）設計変更　の規定に準じるものとする。（2）入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算における共通費の算定は、秋田県営繕工事積算基準　第５（共通費）　の規定に準じるものとする。（3）入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる単価及び価格は、秋田県営繕工事単価決定要領　の規定に準じるものとする。（4）入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる数量は、入札時積算数量書の訂正の対象となった積算数量及び当該積算数量に関連する項目の、訂正後の積算数量における訂正分の数量とする。 |

入札時積算数量書の訂正は、設計変更ではないが、その工事費の積算は、設計変更における工事費の積算と同様に行うものとする。

**１０．設計変更における積算数量書の提示等**

|  |
| --- |
| ３．設計変更における積算数量書の提示等（１）設計変更における積算数量書について契約事項第１８条及び第１９条の規定により行われる設計図書の訂正又は変更に伴う請負代金額の変更（以下「設計変更」という。）における積算数量書は、秋田県営繕工事積算基準第３に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に準じて作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を表示するものとして、設計変更の対象となる積算数量をとりまとめたものをいう。（２）設計変更における積算数量書の提示設計変更における積算数量書を受注者に提示するものとする。（３）設計変更における積算数量書の取扱い設計変更における積算数量書は、適正な設計変更に資するための参考図書であり、契約事項第１条にいう設計図書及び第１８条の２にいう入札時積算数量書ではない。 |

設計変更では、受発注者間において、変更内容に関連する数量においても協議を行うことになる。その際、円滑な協議のために、積算数量書を受注者に提示することを原則としている。

また、設計変更の数量についても設計図書及び数量基準に定めるところにより行うが、その積算数量書は、設計図書でも入札時積算数量書でもないことに留意し、変更契約後に疑義が生じた場合は、協議対象とならないので、設計変更時に十分に確認を行う。

（別添-1） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【参考】

入札時積算数量書活用方式に係る協議のフロー

**発注者**

**受注者**

設計・工事担当

発注者発議の場合の場合

受注者発議の場合の場合

疑義発生

誤謬脱漏有り

**工事打合せ**

疑義の根拠資料作成

受付

資料の確認

協議・回答

<様式例>①-1他

**受発注者間で協議**

疑義部分の積算数量算出書の提供

疑義部分の積算数量算出書の確認

受発注者間で数量について協議

積算数量の

訂正有り

積算数量の

訂正無し

入札時積算数量書確認

入札時積算数量書確認結果について

承諾

入札時積算数量書

確認結果

通知

<様式例>②-1他

通知

受領

<様式例>②-1他

入札時積算数量書確認

入札時積算数量書確認結果について

承諾

通知

入札時積算数量書

確認結果

<様式例>②-1他

通知

受領

<様式例>②-1他

<様式例③>

契約変更協議

（別添－2）契約事項第18条の2第1項及び第3項関係　　 　　<様式例>①－１

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 営繕課長 |  | 建築班長 |  | 設備班長 |  | 担当 | 扱 |

工 事 打 合 簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発 議 者 |  □ 発注者　　　 □ 受注者 |  発議年月日 |  令和○○年○○月○○日 |
| 発議事項 |  □指示　□協議　□通知　□承諾願　□提出　□報告　□届出　□その他（　　） |
| なお、本案件は変更契約の　□対象□対象外　とします。〔変更：　　千円〕  |
| 工事番号 |  | 工事名 | 　 | 工区名 | 　 |
| 受注者名 |  | 現場代理人名 | 　 |
| （内容）　 |
|  | 　入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じたので、別紙１、２及び根拠資料を添付 |  |
|  |
|  | して協議します。 |  |
|  |
|  | 　 |  |
|  |
|  | 　 |  |
|  添付図　　　　　葉、その他添付図書　 |
| 処理・回答 | 発注者 |  上記について　□指示・□承諾・□協議・□通知・□受理　します。　　　　　　　 □その他（　　） |
|  なお、本案件は変更契約の　□対象□対象外　とします。〔変更：　千円〕 令和○○年○○月○○日 |
| 受注者 |  上記について　□了解・□協議・□提出・□報告・□届出　します。　　　　　　　 □その他（　　） 令和○○年○○月○○日 |
|  |
| 主　 任監 督 員 | 監 督 員 | 設　　計監 理 者 | 工　　事監 理 者 |  | 現　　場代 理 人 | 監　　理技 術 者 |
|  |  |  |  |  |  |

別紙１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　<様式例>①－２

工事名：

入札時積算数量書質疑一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 内容 | 回答 | 協議の対象としない理由 |
|  | ○○数量に疑義がある。 | ・協議対象とする・協議対象としない |  |

別紙２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　<様式例>①－３

工事名：

入札時積算数量書協議数量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 頁 | 科目 | 中科目 | 細目 | 摘要 | 当初 | 確認数量 |
| 数量 | 単位 | 数量 | 単位 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※疑義に係る根拠資料は別途提出すること

（別添－3）契約事項第18条の2第4項関係　　　　　　　　　　<様式例>②－１

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 営繕課長 |  | 建築班長 |  | 設備班長 |  | 担当 | 扱 |

工 事 打 合 簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発 議 者 |  ■ 発注者　　　 □ 受注者 |  発議年月日 |  令和○○年○○月○○日 |
| 発議事項 |  □指示　□協議　■通知　□承諾願　□提出　□報告　□届出　□その他（　　） |
| なお、本案件は変更契約の　■対象□対象外　とします。〔変更：　　千円〕  |
| 工事番号 |  | 工事名 | 　 | 工区名 | 　 |
| 受注者名 |  | 現場代理人名 | 　 |
| （内容）　 |
|  | 　入札時積算数量書における別紙３の積算数量について確認したので通知します。 |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  | 　 |  |
|  |
|  | 　 |  |
|  添付図　　　　　葉、その他添付図書　 |
| 処理・回答 | 発注者 |  上記について　□指示・□承諾・□協議・□通知・□受理　します。　　　　　　　 □その他（　　） |
|  なお、本案件は変更契約の　□対象□対象外　とします。〔変更：　千円〕 令和○○年○○月○○日 |
| 受注者 |  上記について　□了解・□協議・□提出・□報告・□届出　します。　　　　　　　 □その他（　　） 令和○○年○○月○○日 |
|  |
| 主　 任監 督 員 | 監 督 員 | 設　　計監 理 者 | 工　　事監 理 者 |  | 現　　場代 理 人 | 監　　理技 術 者 |
|  |  |  |  |  |  |

別紙３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　<様式例>②－２

工事名：

入札時積算数量書確認結果

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 頁 | 科目 | 中科目 | 細目 | 摘要 | 当初 | 確認数量 |
| 数量 | 単位 | 数量 | 単位 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

変更契約予定　：　第○回　別紙（記載例）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　<様式例>③

|  |
| --- |
| 変更理由書 |
| ・入札時積算数量の変更契約事項第１８条の２第４項に基づく協議の結果、数量に差違が確認され、請負代金額変更の必要が生じたため。 |

（別添-4） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【参考】

【入札時積算数量書等説明書（表紙）】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　秋田県建設部営繕課

発注年度・工事名称：令和○年度・○○工事

１．入札時積算数量書等について

当初入札時における積算数量が記載された入札予定価格のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施した入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細である。

２．入札時積算数量書別紙明細について

入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目のうち、必要に応じて別途作成される当該細目の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面である。また、入札時積算数量書において、数量を一式としている共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、必要に応じて別途作成される各費用の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す明細書を含む。

なお、入札時積算数量書別紙明細は、参考図書として添付する。

３．入札時積算数量書等の数量について

数量については、「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」に基づき算出している。

４．入札時積算数量書等に対する質問について

（１） 入札時積算数量書等に対して質問がある場合は、入札説明書等の「入札説明書に対する質問」に従い入札説明書等に対する質疑書（別紙１）を提出すること。

なお、数量そのものの差異等に係わる質問については、差異の根拠とな　る数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料も併せて提出すること。

（２） （１）の質疑に対する回答は、入札説明書等の「入札説明書等に対する質問」に従い回答する。

５．提供する電子データについて

　数量書及び別紙明細共にMicrosoft Excel形式とする。